

通所リハビリテーションはるさか運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人松福会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設ライフケアはるさか（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは要介護状態の利用者に対し、介護予防通所リハビリテーションは要支援状態の利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 事業にあたって、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 事業者は、事業の実施に当たり、「福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（平成24年福井県条例第60号）および「福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（平成24年福井県条例第61号）その他の法令の内容を遵守する。

(事業所の名称および所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 通所リハビリテーション はるさか
- (2) 開設年月日 西暦2013年4月1日
- (3) 所在地 福井県坂井市春江町中筋第100号77番地
- (4) 電話番号 0776-58-0182 FAX番号 0776-58-0199
- (5) 管理者 佐藤 嘉紀
- (6) 介護保険指定番号 (1871700975 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）

(2) 医師	1人（常勤兼務）
(3) 看護職員	1人（非兼務）
(4) 介護職員	5人以上
(5) 理学療法士	2人以上（常勤換算1.5人）
(6) 作業療法士	1人以上（常勤換算1.7人）
(7) 管理栄養士	1人（常勤兼務）

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて、医学的立場からリハビリ等の対応、指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士および作業療法士及は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施、指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

（営業日および営業時間）

第7条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
- (2) 休業日 日曜日、12月31日～1月3日
- (3) 営業時間 8：30～17：00

（利用定員）

第8条 事業所の利用定員（事業所において同時に指定通所リハビリテーション等の提供を受けることができる利用者の上限をいう。）は、次のとおりとする。

利用定員 35人

- 2 事業者は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーション等の提供を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指定通所リハビリテーション等の内容）

第9条 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援計画に基づく通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 日常生活上の世話
- (3) リハビリテーション、レクリエーション行事等
- (4) 送迎
- (5) 健康管理
- (6) 相談および援助

（指定通所リハビリテーション等の利用料その他の費用の額）

第10条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準により算出した額とし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合の利用料は、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額とする。

2 事業者は、前項の費用のほか、次に掲げる便宜を提供した場合、その費用の支払いを受ける。

(1) 食費

① 昼食代（おやつ込） 720円／1食

(2) おむつ代

①リハビリパンツ 150円／枚

②テープMサイズ 100円／枚

③パッドSサイズ 150円／枚

④パッドLサイズ 200円／枚

⑤利用者が選定するおむつ 実費

(3) 個人用の日用品費

①保湿クリーム 1,000円／本

②ティッシュペーパー 100円／箱

③マスク 10円／枚

④薬等指定袋 110円／個

⑤希望による電話代 10円／分

(4) 趣味・クラブ活動材料費

①レクリエーション等活動材料 実費

(5) 散髪

①散髪代 1,500円／回

(6) キャンセル料 720円／回

当日8時半以降の利用中止の連絡は、食事相当を負担していただきます。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第11条 従業者は、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成することとする。

2 通所リハビリテーション計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成することとする。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

4 従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、通所リハビリテーション計画を利用者に交付することとする。

5 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域を次のとおりとする。

福井市、坂井市、あわら市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 事業者は、事前に利用者に対して、次に定める事項について留意するよう指示を行う。

(1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出ること

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること

(3) 貴重品については、自己の責任のもと管理すること

- (4) 事業所の設備および備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事業所外に持ち出したりしないこと
- (5) 許可なく危険物を持ち込まないこと
- (6) 動物を持ち込む場合は事前に相談すること
- (7) 指定した場所以外で火気（タバコ等を含む）を使用しないこと
- (8) 事業所内で宗教活動、政治活動または営利行為等を行わないこと
- (9) 他人に対し暴力または恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないこと
- (10) その他各法令および社会通念等に反する行為を行わないこと

（非常災害対策）

第 14 条 事業者は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者、または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体的計画」の作成および従業者への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および従業者への周知
- (5) 第 3 号の計画に基づく、定期的な避難・救出その他必要な訓練の実施
- (6) 消防団や地域住民等との日常的な連携の強化

（衛生管理）

第 15 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、事業所の医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業者は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に必要な措置を講ずるための整備を行う。

（秘密保持等）

第 16 条 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第 17 条 事業者は、指定通所リハビリテーション等の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容を記録する。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関し、国民健康保険団体連合

会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 18 条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの提供拒否の禁止およびサービス提供困難時の対応)

第 19 条 事業者は、次の各号に定める理由がある場合を除き、指定通所リハビリテーション等の提供を拒まないこととする。

- (1) 事業所の現員からは、利用申込に応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が、第 12 条に定める通常の事業の実施地域外である場合
- (3) その他利用申込者に対し、自ら適切な指定通所リハビリテーション等を提供することが困難な場合
- 2 前項各号に定める理由により、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者の担当の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション等の紹介、その他必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 従業者は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- 3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(記録の整備)

第 23 条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、第1号および第2号についてはその完結の日から5年間、その他の記録についてはその完結の日から2年間保存する。

- (1) 通所リハビリテーション計画書等
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町への通知にかかる記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 事業所は、適切な（介護予防）通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

附 則

この運営規程は、西暦2013年 4月 1日より施行する。

西暦2014年	4月 26日	一部改正
西暦2015年	6月 1日	一部改正
西暦2016年	5月 1日	一部改正
西暦2017年	4月 1日	一部改正
西暦2019年	3月 1日	一部改正
西暦2020年11月	1日	一部変更
西暦2021年12月	1日	一部変更
西暦2024年	6月 1日	一部変更